

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
 東京ビルディング
 産業ファンド投資法人
 代表者名 執行役員 倉都 康行
 (コード番号 3249)
 資産運用会社名
 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 辻 徹
 問合せ先 執行役員インダストリアル本部長
 深井 聡明
 TEL. 03-5293-7091 E-mail: iif-3249.ir@mc-ubs.com
 URL: <http://www.iif-reit.com/>

国内不動産及び不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ (続報)

産業ファンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が平成29年1月24日付「国内不動産及び不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」でお知らせした取得予定資産のうち、IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠ(準共有持分75%)及びIIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅡ(準共有持分75%)(以下「本物件」といいます。)に関して、本物件の所有者である国内事業会社の取締役会が本日開催され、本物件の売却が承認されましたので、お知らせいたします。

記

(下線は変更箇所を示します。)

P2:「1. 取得予定資産の概要」

[変更前]

(前略)

(注6) IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠ及びIIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅡの現所有者(IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠの建物については、本投資法人に対する売主が現所有者から取得するまでに第三者から取得する予定です。)である国内事業会社は、平成29年1月26日に開催予定の取締役会において当該各物件の売却について決議することを予定しており、当該決議において当該各物件の売却について承認が得られることが、当該各物件に係る売買契約に基づく売主の義務の履行の停止条件とされています。したがって、同社の取締役会において当該各物件の譲渡が否決された場合や同社の取締役会の開催が延期された場合、本投資法人は当該各物件を予定通りに取得できない可能性があります。

(後略)

[変更後]

(前略)

(注6) IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠ及びIIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅡの現所有者(IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠの建物を除きます。)である国内事業会社は、平成29年1月26日に開催された取締役会において当該各物件の売却について決議・承認しました。

(後略)

ご注意:本報道発表文は本投資法人による国内不動産及び不動産信託受益権の取得及び貸借に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

P41：「8. 取得の日程」

〔変更前〕

(前略)

- (注) IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠ及びIIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅡの現所有者（IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠの建物については、売主が現所有者から取得するまでに、現所有者が第三者から取得する予定です。）である国内事業会社は、平成29年1月26日に開催予定の取締役会において当該各物件の売却について決議することを予定しており、当該決議において当該各物件の売却について承認が得られることが、当該各物件に係る売買契約に基づく売主の義務の履行の停止条件とされています。したがって、同社の取締役会において当該各物件の譲渡が否決された場合や同社の取締役会の開催が延期された場合、本投資法人は当該各物件を予定通りに取得できない可能性があります。なお、本投資法人・資産運用会社と当該現所有者との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はなく、本投資法人・資産運用会社の関係者及び関係会社と当該現所有者の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。当該現所有者及び当該現所有者の関係者、関係会社は、本投資法人・資産運用会社の関連当事者には該当しません。

(後略)

〔変更後〕

(前略)

- (注) IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠ及びIIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅡの現所有者（IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠの建物については、売主が現所有者から取得するまでに、現所有者が第三者から取得する予定です。）である国内事業会社は、平成29年1月26日に開催された取締役会において当該各物件の売却について決議・承認しました。なお、本投資法人・資産運用会社と当該現所有者との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はなく、本投資法人・資産運用会社の関係者及び関係会社と当該現所有者の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。当該現所有者及び当該現所有者の関係者、関係会社は、本投資法人・資産運用会社の関連当事者には該当しません。

(後略)

本物件の詳細については、平成29年1月24日付「国内不動産及び不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：本報道発表文は本投資法人による国内不動産及び不動産信託受益権の取得及び貸借に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。